

第852回 小浜市教育委員会

と き：令和5年2月17日（金）

午後3時30分～

ところ：小浜市役所 4階 401会議室

1. 会議録 第851回の承認

2. 報告

報告第4号 諸般の報告 R5. 1.20～R5. 2.16

行事予定 R5. 2.17～R5. 3.31 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議案

議案第3号 令和4年度3月補正予算の要求について (P5～P6)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

議案第4号 令和5年度当初予算の要求について (P7～P12)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

議案第5号 小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金の設置および管理に関する条例および三宅茂子基金の設置および管理に関する条例の廃止について (P13～P15)

【教育総務課】

議案第6号 小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部改正について (P16～P36)

【生涯学習スポーツ課】

議案第7号 小浜市立小学校及び中学校の管理規則の一部改正について (P37～P40)

【教育総務課】

議案第8号 小浜市児童福祉審議会委員の推薦について (P41～P44)

【教育総務課】

4. 教育長報告

5. その他

諸 般 の 報 告

(1月20日 ~2月16日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席者 (参加者)
1月20日 (金)	庁内	【第851回定例教育委員会】	教育長・全委員、職員
1月30日 (月)	嶺南教育事務所	第8回嶺南地区教育長会	教育長
2月4日 (土)	県民ホール	令和4年度「福井ふるさと教育フェスタ」	教育長
2月6日 (月)	教育総合研究所	第7回市町教育長会議	教育長
2月6日 (月)	杉田玄白記念公立小浜病院	公立小浜病院組合教育委員会	教育長
2月8日 (水)	小浜中学校	市長講演会	市長、教育長、職員

行事予定

(2月17日～3月31日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席(参加)予定者
2月17日(金)	庁内	令和4年度小浜市教育委員会表彰式	教育長・全委員
2月17日(金)	庁内	【第852回定例教育委員会】	教育長・全委員
2月20日(月)	議場	【小浜市議会3月定例会 開会】(3.22まで 会期31日間)	教育長他職員
2月27日(月)	オンライン	令和4年度第4回校長会	教育長、上田職務代理者
3月2日(火)	庁内	奈良市お水送り親善使節団表敬訪問	市長、教育長ほか職員
3月6日(月)	庁内	令和5年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会	上田職務代理者・村上委員
3月15日(水) 16日(木)	議場	【小浜市議会3月定例会 一般質問】	教育長、職員
3月17日(金)	庁内	【第853回定例教育委員会】	教育長、全委員
3月22日(水)	庁内	令和4年度小浜市食育推進会議	市長、教育長ほか職員
3月22日(水)	議場	【小浜市議会3月定例会 委員長報告・採決】	教育長他職員
3月28日(火)	庁内	学校教育への寄附に対する感謝状贈呈式	市長、教育長ほか職員
3月30日(木)	庁内	退職教職員感謝状贈呈式	市長・教育長他職員
3月31日(金)	庁内	市職員退職者辞令交付式	教育長他職員
学校行事			
3月10日(金)	小浜第二中学校	卒業式 午前9時開式	教育長
	小浜中学校	卒業式 午前9時30分開式	上田職務代理者
3月13日(月)	雲浜小学校	卒業式 午前9時開式	村上委員
3月14日(火)	小浜美郷小学校	卒業式 午前9時開式	上田職務代理者
3月15日(水)	小浜小学校	卒業式 午前9時開式	桂田委員
3月16日(木)	加斗小学校	卒業式 午前9時開式	桂田委員
	内外海小学校	卒業式 午前9時開式	上田職務代理者
	今富小学校	卒業式 午前9時開式	村上委員
	中名田小学校	卒業式 午前9時開式	坂下委員
3月17日(金)	西津小学校	卒業式 午前9時開式	坂下委員
	口名田小学校	卒業式 午前9時開式	教育長

諸 般 の 報 告

(1月20日～2月16日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席者（参加者）
1月21日（土）	市民体育館	小浜市スポーツ少年団合同体カテスト	職員
1月22日（日）	サン・サンホーム	第44回小浜市子ども会かるた大会	教育長・職員
1月29日（日）	武道館	第55回小浜市柔道大会	教育長・職員
1月31日（火）	庁舎	第4回小浜市部活動の地域移行に関する検討委員会	教育長・職員
2月 1日（水）	庁舎	部活動の地域移行について、スポーツ協会・文化協会への説明	教育長・職員
2月 4日（土）	働く婦人の家	令和4年度第6回成人大学講座 講師 浦本裕美 氏 知っておきたい「食品表示」 食品表示の基礎知識 ～表示を知って賢く選ぼう！～	職員
2月 5日（日）	市民体育館	地区対抗卓球大会（主催：小浜市スポーツ協会）	職員
2月12日（日）	旭座	小浜市連合婦人会主催「婦人のつどい」 心あたまる手紙表彰式・優秀作品発表 人権講演会 講師 若宮正子 氏（成人大学講座連携）	教育長・職員
2月12日（日）	おおい町	第46回嶺南地区子ども会かるた大会	職員

行 事 予 定

(2月17日～3月31日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席（参加）予定者
2月18日（土）	市民体育館	第9回市民スティックリング大会	職員
2月25日（土） 2月26日（日）	チャンネルO 番組放映	小浜市連合婦人会主催「婦人のつどいテレビ講演会」 人権講演会 講師 若宮正子 氏 「私は創造的でありたい ～人生に「もう遅いはない」～」	
3月 4日（土）	中央公民館	家庭教育講演会 講師 吉弘淳一 氏 「親のストレスマネジメントについて」	職員
3月 4日（土）	文化会館	それいけ音楽会（文芸おばま事業）	職員
3月 5日（日）	市武道館	第54回小浜市剣道大会	教育長、職員
3月12日（日）	旭座	第17回旭座上方落語会	職員

議案第3号

令和4年度3月補正予算の要求について

令和4年度3月補正予算の要求について意見を求める。

令和5年2月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

令和4年度3月補正予算の概要

(単位:千円)

【教育総務課】

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	小中学校教育活動支援補助金	△ 2,439	小学校の修学旅行が計画どおりに実施できたことに伴う、キャンセル料相当額補助金の減額補正 決算見込額453千円－既決予算2,892千円＝△2,439千円
	小浜市学校教育応援基金積立金	1,600	今年度の寄附受入れ実績に基づく積立金の総額補正 寄附受入れ実績額2,600千円－既決予算額1,000千円 (今年度寄附金受入れ実績 5件2,600千円)
	ふるさと小浜食育推進事業	0	本事業予算の財源として新たに県補助金を充当することに伴う財源補正 (補正前予算) 事業費 1,980千円 国庫補助金 1,980千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補正後予算) 事業費 1,980千円(変更なし) 国庫補助金 1,245千円(△735千円) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 県補助金 735千円(735千円) 福井産給食推進事業補助金
	部活動指導員設置事業	△ 469	部活動指導員の配置実績見込みが当初計画よりも減少したことに伴う減額補正 小浜中学校 水泳部指導員 1名、小浜第二中学校 柔道部指導員 1名 報酬 △508千円 決算見込額 967千円(1,475円×(325時間×1名+330時間×1名)) 既決予算額1,475千円(1,475円×500時間×2名) 通勤費用相当旅費 39千円 決算見込額 65千円(100円×118日×1名、645円×81日×1名) 既決予算額 26千円(210円×120日×1名)
	小学校管理諸経費	11,272	原油価格高騰に伴う電気料および燃料費の不足に対応するための増額補正 給食用および暖房用灯油 316千円 決算見込額 2,864千円－既決予算額 2,548千円 電気料 10,956千円 決算見込額38,708千円－既決予算額 27,752千円
	中学校管理諸経費	3,063	原油価格高騰に伴う電気料および燃料費の不足に対応するための増額補正 暖房用灯油 81千円 決算見込額 753千円－既決予算額 672千円 電気料 2,982千円 決算見込額12,805千円－既決予算額 9,823千円
	計	13,027	

【生涯学習スポーツ課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	公民館運営管理費	1,130	原油価格高騰に伴う電気料および燃料費の不足に対応するための増額補正 電気料 1,130千円 決算見込額10,250千円－既決予算額 9,120千円
	文化会館駐車場用地取得事業	12,000	平成22年3月および平成23年3月に土地開発基金により取得した文化会館駐車場用地の購入費について、資金編入計画に基づき土地開発基金に繰り入れるもの。
	図書館運営管理費	630	原油価格高騰に伴う電気料および燃料費の不足に対応するための増額補正 白鬚業務棟区分所有者負担金(光熱水費) 630千円 決算見込額 3,730千円－既決予算額 3,100千円
	計	13,760	

議案第4号

令和5年度当初予算の要求について

令和5年度当初予算の要求について意見を求める。

令和5年2月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

令和5年度小浜市教育委員会当初予算

【歳出】

(単位：千円)

課 名	予 算 項 目		予算額	歳出予算の主なもの
教育総務課	教育総務費	教育委員会費	2,307	
		事務局費	84,790	
		教育指導費	62,202	No. 1～No. 11
	小学校費	学校管理費	175,905	
		教育振興費	153,688	No. 12～No. 16
	中学校費	学校管理費	91,030	
		教育振興費	42,332	No. 12～No. 16
	教育総務課計			612,254
生涯学習スポーツ課	社会教育費	社会教育総務費	120,848	No. 17～No. 18
		文化会館費	27,973	No. 19～No. 20
		図書館費	72,673	No. 21～No. 22
	保健体育費	保健体育総務費	27,781	
		体育振興費	21,610	No. 23～No. 25
		体育施設費	87,005	No. 26
		温水プール費	56,124	
生涯学習スポーツ課計			414,014	
教育委員会計			1,026,268	

◆ 歳出予算の主なもの <会計別・款別>

【 一般会計 】

(単位：千円)

No.	新規等	事業名	令和5年度当初予算額	前年度当初予算額	増減額R5-R4	担当課
教育費						
1		スクールソーシャルワーカー配置事業	1,449	1,449	0	教育総務課
	目的・概要	問題を抱えた児童・生徒を取り巻く家庭、友人、地域、学校等の環境へ働きかけたり、学校、関係機関と連携して問題解決を図る。				
	事業内容	スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒・家庭の支援を行ったり、家庭・学校と関係機関をつないだり、問題解決のためのアドバイスや指導を行う。				
2		いじめ等問題行動対策総合サポート事業	761	1,436	△ 675	教育総務課
	目的・概要	市内小中学校におけるいじめや不登校等の問題行動に対して、いじめ等問題行動対策委員会、教育委員会、小中学校の連携により改善・対策を図る。				
	事業内容	・弁護士、学識経験者等で構成するいじめ等問題行動対策委員会を開催する。				
3		ふるさと小浜食育推進事業	1,927	1,980	△ 53	教育総務課
	目的・概要	食に関する体験学習や地場産学校給食を通じて、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ児童・生徒の育成を図るとともに、地域の食文化への理解を深める。				
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の料理教室（ジュニアキッチン）の実施 ・中学生の魚さばき体験の実施 ・小浜の特産食材など地場産食材を使用した学校給食、食に関する授業の実施 				
4		小浜の未来を担う総合教育事業	2,894	2,896	△ 2	教育総務課
	目的・概要	ふるさと小浜の魅力を学び郷土愛を強く持つ志高き児童生徒、若者の育成に重点をおき、自分と社会（小浜）との関係を意識したキャリアデザイン力の育成を図る。				
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小浜に対する郷土愛をさらに高め、未来を担う上で必要な資質、能力を育成するため、ダイナミックな活動を展開 ・学校の規模、地域性、独自性を最大限に生かした活動を計画 				
5		ふるさとの魅力発信推進事業	600	400	200	教育総務課
	目的・概要	児童生徒が郷土の先人や歴史、自然、伝統・文化、観光資源等を学ぶとともに、地域の自然や文化等に係る活動を通して地域の魅力に気づき、理解を深め、ふるさとを愛する心と社会に貢献する志を育成する。				
	事業内容	令和3年度～令和7年度に市内すべての小中学校でふるさとをアピールするCM作成に取り組む。				
6		人権教育研究推進地域事業	200	800	△ 600	教育総務課
	目的・概要	「拉致問題」を取り上げて学習することにより、児童生徒の人権感覚を研ぎ、自他の人権を守ろうとする態度の育成に努める。				
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・拉致問題理解教育講演会の実施 ・拉致被害者関係市小中学校の交流事業の実施（オンライン） ・拉致問題理解学習映像教材の作成にむけた検討 				
7		学校生活支援員設置事業	31,484	29,507	1,977	教育総務課
	目的・概要	悩み、不安、ストレス等を抱える児童・生徒の学校生活を支援し、児童・生徒が安心して生活できる環境を提供する。				
	事業内容	「学校生活支援員」（小学校20名・中学校2名）を配置し、学級担任等との連携のもと、支援を要する児童・生徒に対し学校生活の支援を行う。				

◆ 歳出予算の主なもの <会計別・款別>

【一般会計】

(単位：千円)

No.	新規等	事業名	令和5年度当初予算額	前年度当初予算額	増減額R5-R4	担当課
8		学校運営支援員設置事業	3,411	2,618	793	教育総務課
	目的・概要	教員の負担軽減を図るために学校運営支援員を配置し、教員が児童生徒の指導、教材研究等に注力できる体制を整備する。				
	事業内容	学校運営支援員を配置し、学習プリントの印刷や実験の準備等学級担任補助業務を行うことにより教員の負担軽減を図る。				
9		小浜市スクールカウンセラー配置事業	405	464	△ 59	教育総務課
	目的・概要	いじめや不登校などの児童・生徒の抱える問題に対応するための専門職員を配置し、教育相談体制の充実を図る。				
	事業内容	専門的な知識と経験を持つ「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒および保護者を対象にカウンセリングにあたる。				
10		部活動指導員設置事業	1,793	1,501	292	教育総務課
	目的・概要	部活動における専門的な知識、技術を持つ部活動指導員を配置し、中学校部活動の充実および教職員の負担軽減を図る。				
	事業内容	部活動指導員を中学校に配置することにより、部活動の技術指導や大会への引率等を行う。				
11		資質能力育成対策事業	8,282	11,028	△ 2,746	教育総務課
	目的・概要	資質能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。				
	事業内容	資質能力の育成を図るための研究推進および学習指導法や評価方法の研究 外国語支援員の派遣、ICT支援員の配置				
12		小中学校通学費助成事業	6,339	5,808	531	教育総務課
	目的・概要	義務教育の円滑な運営のため、遠距離通学の児童・生徒に対して通学費の一部を助成することにより、保護者負担の軽減を図る。				
	事業内容	通学距離4*以上（美郷小は2*以上）の小学校児童は全額補助、中学校生徒のあいあいバス利用者は年間の保護者負担の上限を12,000円とし、JR利用者は運賃の80%を補助する。				
13		小中学校スクールバス運行事業	82,377	80,791	1,586	教育総務課
	目的・概要	公共交通機関の運行していない地域にスクールバスを運行させる。				
	事業内容	スクールバス運行協会へ運行を委託する。				
14		小中学校教育用コンピュータ整備事業	47,397	57,774	△ 10,377	教育総務課
	目的・概要	小中学校におけるコンピュータによる情報教育の推進を図る。				
	事業内容	コンピュータ整備および保守点検等、情報教育環境を充実させる。				
15		小中学校ICT教育環境整備事業	16,916	16,916	0	教育総務課
	目的・概要	新学習指導要領に位置付けられている情報活用能力の育成に対応するため、普通教室等にICT機器を配備し、授業の質と学習効果の向上を図る。				
	事業内容	ICT教育環境の整備（教師指導用タブレット・教室用大型提示装置等）を行う。				
16		小中学校理科教育等設備整備事業	2,100	1,300	800	教育総務課
	目的・概要	理科教育振興法に基づき理科等の設備を充実し、教育振興を図る。				
	事業内容	教材用理科備品を購入する。				

◆ 歳出予算の主なもの <会計別・款別>

【 一般会計 】

(単位：千円)

No.	新規等	事業名	令和5年度当初予算額	前年度当初予算額	増減額 R5-R4	担当課
17		子ども教室事業	826	823	3	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	体験学習活動などを通じて子どもたちの健全な育成を図る。				
	事業内容	各地区のコミュニティセンター等において、主に小学生を対象に体験学習活動や地域の人々との交流活動などを実施する。				
18		学級講座事業	619	622	△ 3	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	多くの市民に生涯学習の機会を提供し、地域課題の解決および地域の活性化を図る。				
	事業内容	年齢を問わず誰でも気軽に生涯学習が行えるよう各地域で講座を開催する。				
19		文化振興事業	3,700	3,700	0	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	市民の文化活動を支援し、地域に根差した特色ある芸術文化を創造することにより、心豊かな市民社会を形成する。				
	事業内容	文化協会の活動推進、文芸おばまの事業補助を行う。				
20		「ちりとてちん」ホームグラウンド事業	3,298	3,237	61	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	「ちりとてちん」の落語のまちとして、市民が落語文化に親しむ機会を提供するとともに、全国から参加する女性落語の全国大会と関連行事を開催し、落語ファンによる交流人口増加につなげる。				
	事業内容	旭座上方落語会、第15回ちりとてちん杯全国女性落語大会、地域住民対象の地域落語会等の開催				
21		図書館運営管理費	72,456	31,511	40,945	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	図書館の適正な運営管理を行い、市民の教育・文化の発展を図る。				
	事業内容	・市民ニーズに沿った図書を購入、図書館システムや設備の適正な管理・運営 ・6階照明設備のLED化、エレベーターの改修工事				
22		ブックスタート事業	182	188	△ 6	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	絵本を通して親から子へ「ことばかけ」の行為を行うことにより、親子の絆とコミュニケーションを深める。				
	事業内容	6カ月児健診の参加者に読み聞かせを行い、絵本やおすすめ絵本リスト等の入った「ブックスタートパック」をプレゼントする。				
23		まちづくりスポーツ振興事業	9,825	9,107	718	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	幼児から高齢者までの市民が主体的・継続的にスポーツ活動に親しむことができるよう各種スポーツ教室を開催し、またスポーツ団体の活動を支援育成する。				
	事業内容	市民スポーツ大会・スポーツ教室等の開催、スポーツ団体等の支援				
24		小浜市地域スポーツ向上事業	6,000	5,000	1,000	生涯学習スポーツ課
	目的・概要	福井国体で高まったスポーツへの関心と、大会にて取められた功績を今後も継続させるため、関係団体を支援する。				
	事業内容	競技力向上とジュニア育成等による組織強化を推進し地域スポーツの活性化を目的とし、小浜市スポーツ協会および加盟団体の環境整備・選手育成を補助する。				

◆ 歳出予算の主なもの <会計別・款別>

【 一般会計 】

(単位：千円)

No.	新規等	事業名	令和5年度 当初予算額	前年度 当初予算額	増減額 R5-R4	担当課	
25	新規	中学部活動の地域移行推進事業	2,785	0	2,785	生涯学習 スポーツ課	
		目的・概要	国の中学校部活動の地域移行の方針に則り、本市は令和5年度から段階的に休日の部活動を地域のスポーツ・文化芸術団体へ移行することを目指し、学校、市教委、各団体等の連絡調整を担うコーディネーターの配置や移行団体への支援を行う。				
		事業内容	コーディネーターの配置、受入体制整備、資格取得支援等				
26		市営体育施設管理事業	87,005	54,061	32,944	生涯学習 スポーツ課	
		目的・概要	市営体育施設の効率的な運営および維持管理を行い、市民へ安定したスポーツ環境を提供する。				
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営体育施設に係る指定管理料、維持管理経費、体育施設備品購入 ・総合運動場の高圧受電設備改修工事 				

議案第5号

小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金の設置および管理に関する条例および三宅茂子基金の設置および管理に関する条例の廃止について

小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金の設置および管理に関する条例および三宅茂子基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定について意見を求める

令和5年2月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金の設置および管理に関する条例および三宅茂子基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金の設置および管理に関する条例（昭和63年条例第2号）
- (2) 三宅茂子基金の設置および管理に関する条例（平成14年条例第40号）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第5号 小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金の設置および管理に関する条例および三宅茂子基金の設置および管理に関する条例の廃止について

1) 提案理由

小浜市立小学校および中学校教育機器、備品等整備基金および三宅茂子基金の目的を達成したことに伴い、条例を廃止するもの。

2) 附則

施行日／令和5年4月1日

議案第6号

小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部改正について

小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部を改正する条例の制定について意見を求める。

令和5年2月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部を改正する条例

小浜市営体育施設の設置および管理条例（昭和43年小浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

施設名		使用期間	使用時間
市民体育館		4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後10時まで
中央グラウンド		4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後6時まで
野代グラウンド		4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後6時まで
武道館		4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後10時まで
野球場		4月1日から翌年3月31日まで（夜間照明施設については4月1日から10月31日まで）	午前9時から午後10時まで（夜間照明施設については午後6時から午後10時まで）
総合運動場	陸上競技場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後10時まで
		11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	多目的グラウンド	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後10時まで
		11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	テニスコート	4月1日から10月	午前9時から午後10

		31日まで	時まで
		11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	ジョギング・ウォーキングロード	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後10時まで
		11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	屋内多目的広場	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後10時まで
	弓道場	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後10時まで
	ゲートボールコート	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	グラウンドゴルフ・マレットゴルフコース	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	芝生広場	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2（第11条、第18条関係）

施設	区分			使用料		
				昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）	
市民体育館	競技場	団体	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	30分につき500円	30分につき760円
				入場料・会費等を徴収する場合	30分につき1,520円	30分につき1,780円

		上記以外に 使用する場 合	入場料、会 費等を徴収 しない場合	30分につき 1,520円	30分につき 1,780円
			入場料・会 費等を徴収 する場合	30分につき 4,070円	30分につき 4,580円
			興行、展示、 催し物等、 営利を目的 として使用 する場合	30分につき2 0,370円	30分につき2 1,380円
		照明施設を使用する場合	全面・全灯30分につき1,520 円		
個人	高校生以下		1回につき10 0円	1回につき15 0円	
	一般		1回につき20 0円	1回につき25 0円	
トレーニングルーム (2階)			30分につき4 00円	30分につき5 00円	施設照明については30分につき 100円
会議室			30分につき1 50円	30分につき2 00円	
トレーニングセンター(1階)			1回につき300円		
			回数券	6回分1,50 0円	
			定期券	1カ月2,54 0円 3カ月6,11	

				0円 6カ月10,180円
ウ エ イ ト リ フ テ イ ン グ 場	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき150円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体		30分につき200円	30分につき250円
			施設照明については30分につき50円	

備考

- 1 団体とは、1団体が使用時間中、個人または他の団体に使用させない場合をいう。
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 競技場またはトレーニングルームの半面を使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 4 競技場の照明施設を半灯使用する場合は、全灯使用する場合の使用料の半額とする。
- 5 準備のために使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額）とする。

別表第3（第11条、第18条関係）

施設	区分		使用料
			昼間（午前9時から午後6時まで）
中央グラウンド	個人	高校生以下	1回につき80円
		一般	1回につき160円

(陸上競技場・球技場)	団体		30分につき400円
野代グラウンド	個人	高校生以下	1回につき80円
		一般	1回につき160円
	団体		30分につき400円

備考

- 1 団体とは、1団体が使用時間中、個人または他の団体に使用させない場合をいう。
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 準備のために使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額）とする。

別表第4（第11条、第18条関係）

施設	区分		使用料	
			昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）
武道館	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき150円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体		1面30分につき500円	1面30分につき760円
			照明施設については、1面30分につき250円	

備考

- 1 団体とは、1団体が使用時間中、個人または他の団体に使用させない場合をいう。
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 準備のために使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額）とする。

別表第5（第11条、第18条関係）

施設	区分	使用料	
		昼間（午前9時から午後5時	夜間（午後5時から午後10

		まで)	時まで)
野球場	団体	30分につき610円	30分につき760円
		照明施設については30分につき2,030円	

備考

- 1 団体とは、1団体が使用時間中、個人または他の団体に使用させない場合をいう。
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 準備のために使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額）とする。

別表第6（第11条、第18条関係）総合運動場

施設	区分		使用料	
			昼間(午前9時から午後5時まで)	夜間(午後5時から午後10時まで)
陸上競技場	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき150円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体		30分につき760円	30分につき1,010円
			照明施設については30分につき150円	
多目的グラウンド	個人	高校生以下	1回につき80円	1回につき100円
		一般	1回につき160円	1回につき200円
	団体		1面30分につき500円	1面30分につき760円
			照明施設については1面30分につき500円	
テニスコート	個人・団体		1面30分につき250円	1面30分につき300円
			照明施設については1面30分につき200円	
ジョギ	団体		30分につき400円	30分につき500円

ング・ウ オーキ ングロ ード		円		
屋内多 目的広 場	団体	30分につき400 円	30分につき500円	
		照明施設については30分につき500円		
弓道場	個人	高校生以下	1回につき100円	
		一般	1回につき200円	
	団体		30分につき500 円	30分につき760円
		照明施設については30分につき150円		

施設	区分	使用料	
		昼間（午前9時から午後5時まで）	
ゲートボールコート	個人	1回につき160円	
	団体	1面30分につき250円	
グラウンドゴルフ・マ レットゴルフコース	個人	1回につき160円	
	団体	30分につき400円	
芝生広場	団体	30分につき400円	

備考

- 1 団体とは、1団体が使用時間中、個人または他の団体に使用させない場合をいう。
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 準備のために使用する場合は、各使用料の半額（10円未満の端数が生じたときは、当該金額を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用に係る使用料または利用に係る利用料金について適用し、施行日前に行った施設の使用に係る使用料または利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議 案 内 容 要 点

議案第 6 号 小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部改正について

1) 提案理由

市営体育施設の利用者の利便性向上を目指し、施設予約システムを導入するとともに、現状の施設利用に即した使用料等に見直すことに伴い、所要の改正を行うもの。

2) 内容

【改正後・現行比較】

改正後				現 行			
別表第 1 (第 5 条関係)				別表第 1 (第 5 条関係)			
施設名		使用期間	使用時間	施設名		使用期間	使用時間
市民体育館		(略)		市民体育館		(略)	
中央グラウンド							
野代グラウンド							
武道館							
野球場							
総 合 運 動 場	陸上競技場						
	多目的グラ ウンド						
	テニスコー ト						
	ジョギング・	4 月 1 日から	午前 9 時から	総 合 運 動 場	陸上競技場		
ゲートボー	4 月 1 日から	午前 9 時から	多目的グラ ウンド				
			テニスコー ト				

ウォーキング グロード	10月31日 まで	午後10時まで	ルコート	翌年3月31 日まで	午後5時まで
	11月1日から 翌年3月3 1日まで	午前9時から 午後5時まで			
(削除)			パターゴルフ 場	4月1日から 翌年3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで
屋内多目的 広場	4月1日から 翌年3月31 日まで	午前9時から 午後10時まで	ジョギング・ ウォーキング グロード	4月1日から 10月31日 まで	午前9時から 午後10時まで
				11月1日から 翌年3月3 1日まで	午前9時から 午後5時まで
(削除)			ちびっこ広 場	4月1日から 翌年3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで
(削除)			アスレチック 広場	4月1日から 翌年3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで
弓道場	4月1日から 翌年3月31 日まで	午前9時から 午後10時まで	芝生広場	4月1日から 翌年3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで
ゲートボー	4月1日から	午前9時から	屋内多目的	4月1日から	午前9時から

ルコート	翌年3月31日まで	午後5時まで
グラウンド ゴルフ・マレットゴルフ コース	4月1日から 翌年3月31日まで	午前9時から 午後5時まで
芝生広場	4月1日から 翌年3月31日まで	午前9時から 午後5時まで

広場	翌年3月31日まで	午後10時まで
(新設)		
弓道場	4月1日から 翌年3月31日まで	午前9時から 午後10時まで

別表第2（第11条、第18条関係）

施設	区分				使用料	
					昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）
市民体育館	競技場	団体	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	30分につき500円	30分につき760円
				入場料・	30分につき	30分につき

別表第2（第11条、第18条関係）

施設	区分				使用料	
					昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）
市民体育館	競技場	団体	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき1,010円	1時間につき1,520円
				入場料・	1時間につき	1時間につき

		会費等を徴収する場合	<u>つき1, 520円</u>	<u>つき1, 780円</u>			会費等を徴収する場合	<u>つき3, 050円</u>	<u>つき3, 560円</u>
	上記以外に使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	<u>30分につき1, 520円</u>	<u>30分につき1, 780円</u>		上記以外に使用する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	<u>1時間につき3, 050円</u>	<u>1時間につき3, 560円</u>
		入場料・会費等を徴収する場合	<u>30分につき4, 070円</u>	<u>30分につき4, 580円</u>			入場料・会費等を徴収する場合	<u>1時間につき8, 140円</u>	<u>1時間につき9, 160円</u>
		興行、展示、催し物等、営利的と目として使用する場	<u>30分につき20, 370円</u>	<u>30分につき21, 380円</u>			興行、展示、催し物等、営利的と目として使用する場	<u>1時間につき40, 740円</u>	<u>1時間につき42, 770円</u>
		照明施設を使用する場合	<u>全面・全灯30分につき1, 520円</u>				照明施設を使用する場合	<u>全面・全灯1時間につき3, 050円</u>	

	個人	高校生以下	1回につき 100円	1回につき 150円		個人	高校生以下	1回につき 100円	1回につき 150円
		一般	1回につき 200円	1回につき 250円			一般	1回につき 200円	1回につき 250円
	トレーニングルーム (2階)		<u>30分につき</u> 400円	<u>30分につき</u> 500円		トレーニングルーム (2階)		<u>1時間につき</u> 810円	<u>1時間につき</u> 1,010円
			施設照明については <u>30分につき</u> 100円				施設照明については <u>1時間につき</u> 200円		
	会議室		<u>30分につき</u> 150円	<u>30分につき</u> 200円		会議室		<u>1時間につき</u> 300円	<u>1時間につき</u> 400円
	トレーニングセンター (1階)		1回につき300円			トレーニングセンター (1階)		1回につき300円	
		回数券	6回分 1,500円				回数券	6回分 1,500円	
		定期券	1カ月 2,540円 3カ月 6,110円				定期券	1カ月 2,540円 3カ月 6,110円	

				0円 6カ月1 0,18 0円
ウ エ イ ト リ フ テ イ ン グ 場	個人	高校生以下	1回につ き100 円	1回につ き150 円
		一般	1回に付 き200 円	1回につ き250 円
	団体	<u>30分</u> につき20 0円	<u>30分</u> につき25 0円	施設照明については <u>30分につき50円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 (略)
- 4 競技場の照明施設を半灯使用する場合は、全灯使用する場合の使用料の半額とする。
- 5 (略)

				0円 6カ月1 0,18 0円
ウ エ イ ト リ フ テ イ ン グ 場	個人	高校生以下	1回につ き100 円	1回につ き150 円
		一般	1回に付 き200 円	1回につ き250 円
	団体	<u>1時間分</u> につき4 00円	<u>1時間</u> につき50 0円	施設照明については <u>1時間につき100 円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。
- 3 (略)
(新設)
- 4 (略)

別表第3（第11条、第18条関係）

施設	区分		使用料
			昼間（午前9時から午後6時まで）
中央グラウンド （陸上競技場・球技場）	個人	高校生以下	1回につき80円
		一般	1回につき160円
	団体		30分につき400円
野代グラウンド	個人	高校生以下	1回につき80円
		一般	1回につき160円
	団体		30分につき400円

備考

- （略）
- 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- （略）

別表第4（第11条、第18条関係）

施設	区分	使用料	
		昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）

別表第3（第11条、第18条関係）

施設	区分		使用料
			昼間（午前9時から日没まで）
中央グラウンド （陸上競技場・球技場）	個人	高校生以下	1回につき80円
		一般	1回につき160円
	団体		1時間につき810円
野代グラウンド	個人	高校生以下	1回につき80円
		一般	1回につき160円
	団体		1時間につき810円

備考

- （略）
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。
- （略）

別表第4（第11条、第18条関係）

施設	区分	使用料	
		昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）

武道館	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき150円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体		1面 <u>30分</u> につき <u>500円</u>	1面 <u>30分</u> につき <u>760円</u>
			照明施設については、1面 <u>30分</u> につき <u>250円</u>	

備考

- (略)
- 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- (略)

別表第5（第11条、第18条関係）

施設	区分	使用料	
		昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）
野球場	団体	<u>30分</u> につき <u>610円</u>	<u>30分</u> につき <u>760円</u>
		照明施設については <u>30分</u> につき <u>2,030円</u>	

武道館	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき150円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体		1面 <u>1時間</u> につき <u>1,010円</u>	1面 <u>1時間</u> につき <u>1,520円</u>
			照明施設については、1面 <u>1時間</u> につき <u>500円</u>	

備考

- (略)
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。
- (略)

別表第5（第11条、第18条関係）

施設	区分	使用料	
		昼間（午前9時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後10時まで）
野球場	団体	<u>1時間</u> につき <u>1,220円</u>	<u>1時間</u> につき <u>1,520円</u>
		照明施設については <u>1時間</u> につき <u>4,070円</u>	

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とする。
- 3 (略)

別表第6 (第11条、第18条関係) 総合運動場

施設	区分		使用料	
			昼間 (午前9時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)
陸上競技場	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき50円
		一般	1回につき200円	1回につき50円
	団体		<u>30分につき760円</u>	<u>30分につき1,010円</u>
			照明施設については <u>30分につき150円</u>	
多目的グラ	個人	高校生以下	1回につき80円	1回につき00円
		一般	1回につき160円	1回につき00円
	団体		1面 <u>30分</u> に	1面 <u>30分</u> に

備考

- 1 (略)
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。
- 3 (略)

別表第6 (第11条、第18条関係) 総合運動場

施設	区分		使用料	
			昼間 (午前9時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)
陸上競技場	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき50円
		一般	1回につき200円	1回につき50円
	団体		<u>1時間につき1,520円</u>	<u>1時間につき2,030円</u>
			照明施設については <u>1時間につき300円</u>	
多目的グラ	個人	高校生以下	1回につき80円	1回につき00円
		一般	1回につき160円	1回につき00円
	団体		1面 <u>1時間</u> に	1面 <u>1時間</u> に

ウ ン ド		<u>つき500円</u>	<u>つき760円</u>	ウ ン ド		<u>つき1,010 円</u>	<u>つき1,520 円</u>
		照明施設については1面 <u>30分</u> につき <u>500円</u>				照明施設については1面 <u>1時間</u> につき <u>1,010円</u>	
テ ニ ス コ ー ト	個人・団体	<u>1面30分</u> につき <u>250円</u>	<u>1面30分</u> につき <u>300円</u>	テ ニ ス コ ー ト	個人・団体	<u>1面1時間</u> につき <u>500円</u>	<u>1面1時間</u> につき <u>610円</u>
		照明施設については1面 <u>30分</u> につき <u>200円</u>				照明施設については1面 <u>1時間</u> につき <u>400円</u>	
ジ ョ ギ ン グ ・ ウ ォ ー キ ン グ ロ ー	団体	<u>30分</u> につき <u>400円</u>	<u>30分</u> につき <u>500円</u>	ジ ョ ギ ン グ ・ ウ ォ ー キ ン グ ロ ー	団体	<u>1時間</u> につき <u>810円</u>	<u>1時間</u> につき <u>1,010円</u>

ド				
屋内多目的広場	団体		<u>30分につき</u> <u>400円</u>	<u>30分につき</u> <u>500円</u>
		照明施設については <u>30分につき500円</u>		
弓道場	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき50円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体	<u>30分につき</u> <u>500円</u>	<u>30分につき</u> <u>760円</u>	照明施設については <u>30分につき150円</u>

施設	区分	使用料
		昼間（午前9時から <u>午後5時</u> まで）
ゲートボールコート	個人	1回につき160円
	団体	1面 <u>30分につき250円</u>
<u>（削除）</u>	_____	_____
_____	_____	_____

ド				
屋内多目的広場	団体		<u>1時間につき</u> <u>810円</u>	<u>1時間につき</u> <u>1,010円</u>
		照明施設については <u>1時間につき1,010円</u>		
弓道場	個人	高校生以下	1回につき100円	1回につき50円
		一般	1回につき200円	1回につき250円
	団体	<u>1時間につき</u> <u>1,010円</u>	<u>1時間につき</u> <u>1,520円</u>	照明施設については <u>1時間につき300円</u>

施設	区分	使用料
		昼間（午前9時から <u>日没</u> まで）
ゲートボールコート	個人	1回につき160円
	団体	1面 <u>1時間につき500円</u>
パターゴルフ場	個人	<u>1回につき160円</u>
	団体	<u>1時間につき810円</u>

グラウンド ゴルフ・マ レットゴル フコース	個人	1回につき160円	グラウンド ゴルフ・マ レットゴル フコース	個人	1回につき160円
	団体	<u>30分につき400円</u>		団体	<u>1時間につき810円</u>
(削除)	—	—	ちびっこ広 場	団体	<u>1時間につき810円</u>
(削除)	—	—	アスレチッ ク広場	団体	<u>1時間につき810円</u>
芝生広場	団体	<u>30分につき400円</u>	芝生広場	団体	<u>1時間につき810円</u>
備考 1 (略) 2 使用時間に <u>30分</u> 未満の端数が生じたときは、 <u>30分</u> とする。 3 (略)			備考 1 (略) 2 使用時間に <u>1時間</u> 未満の端数が生じたときは、 <u>1時間</u> とする。 3 (略)		

3) 附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用に係る使用料または利用に係る利用料金について適用し、施行日前に行った施設の使用に係る使用料または利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第7号

小浜市立小学校および中学校の管理規則の一部改正について

小浜市立小学校および中学校の管理規則の一部を改正する規則の制定について承認を求める。

令和5年2月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市立小学校および中学校の管理規則の一部を改正する規則

小浜市立小学校および中学校の管理規則(昭和47年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会」を「小浜市教育委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第4条第1項中「小浜市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改める。

第7条の4の次に次の1条を加える。

第7条の5 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第8条の2第1項および第3項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第7号 小浜市立小学校および中学校の管理規則の一部を改正する規則について

1) 改正理由

学校事務職員の標準的な職務を明確化するために必要な規定を追加する等の改正

2) 内容

小浜市立小学校および中学校の管理規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

【改正後・現行比較】

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(共同実施組織)</p> <p>第2条 <u>小浜市教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）は、複数の事務職員が共同して複数の学校事務を実施するための組織（以下、「共同実施組織」という。）を置くことができる。</p> <p>2 <u>委員会</u> は、共同実施組織の責任者を事務職員の中から指定する。</p> <p>3 共同実施組織の組織、運営および業務等に関する必要な事項は、<u>委員会</u> が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(施設、設備の報告)</p> <p>第4条 校長は、施設および設備に関する台帳を備え、その現有状況を毎年度末現在で、4月30日ま</p>	<p style="text-align: center;">(共同実施組織)</p> <p>第2条 <u>教育委員会</u> は、複数の事務職員が共同して複数の学校事務を実施するための組織（以下、「共同実施組織」という。）を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u> は、共同実施組織の責任者を事務職員の中から指定する。</p> <p>3 共同実施組織の組織、運営および業務等に関する必要な事項は、<u>教育委員会</u> が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(施設、設備の報告)</p> <p>第4条 校長は、施設および設備に関する台帳を備え、その現有状況を毎年度末現在で、4月30日ま</p>

でに様式第1号により 委員会
に報告しなければならない。

2・3 (略)

第7条の5 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校医等)

第8条の2 校長は、委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。

2 (略)

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有する者のうちから、校長の推薦により、委員会が委嘱する。

4 (略)

でに様式第1号により 小浜市教育委員会(以下「委員会」という。)に報告しなければならない。

2・3 (略)

(学校医等)

第8条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。

2 (略)

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 (略)

3) 附則

施行日/令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

小浜市児童福祉審議会委員の推薦について

小浜市児童福祉審議会委員の推薦を求める。

令和5年2月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏



浜子未 第 39 号
令和 5 年 1 月 23 日

小浜市教育委員会

教育長 窪田 光宏 様

小浜市長 松崎 晃治
(公印省略)

小浜市児童福祉審議会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、本市の児童福祉行政につきまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 5 月 28 日、浜教総第 784 号で推薦いただきました「小浜市児童福祉審議会委員」につきまして、教育委員退任に伴う山崎正博氏の残任期間 (令和 3 年度および令和 4 年度) における審議会委員を、小浜市児童福祉審議会設置条例に基づき、貴教育委員会の委員様 1 名を委嘱させていただきたいと思っております。

つきましては、貴教育委員会の代表の方を下記により推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1. 推薦いただく委員数 | 1 名 (欠員分) |
| 2. 委員の任期 | 残任期間 (令和 5 年 3 月 31 日まで) |

【担当】小浜市民生部 子ども未来課
児童保育グループ 高鳥 (内線 184)

小浜市児童福祉審議会委員名簿

任期 令和3・4年度

	氏 名	所 属
1	山崎 正博	小浜市教育委員会の委員
2	村上 郁子	小浜市教育委員会の委員
3	品川 憲治	小浜市民生委員・児童委員
4	古谷 眞知子	小浜市民生委員・児童委員
5	前野 美穂子	小浜市主任児童委員
6	松崎 眞理	元学校長（学識経験者）
7	西川 弘城	ふれあいスクール所長（学識経験者）
8	糀谷 恵子	幼児教育指導員（学識経験者）
9	芝 美代子	NPO法人理事長（学識経験者）

	事務局	所 属
1	前野 浩良	民生部長
2	清水 淳彦	民生部次長（子ども未来課 課長）
3	高鳥 清美	子ども未来課 児童保育G グループリーダー
4	中本 玲子	子ども未来課 児童保育G 課長補佐
5	小松 隆次郎	子ども未来課 少子化対策・母子福祉G グループリーダー
6	池田 裕子	子ども未来課 少子化対策・母子福祉G 課長補佐
7	緩詰 真由美	子ども未来課 保健・食の安全G グループリーダー

小浜市児童福祉審議会設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条の規定により、児童福祉行政の円滑な運営をはかるため、小浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ児童福祉に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 教育委員会の委員 2人以内

(2) 児童委員 4人以内

(3) 学識経験を有する者 4人以内

2 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了するまでとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、委員および議案に関係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の会議は会長が議長となり、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、民生部福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。